

都道府県
中核市、政令市 大気保全担当部(局) 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成22年省令第15号、以下「改正省令」という。)が平成22年8月4日に公布され、同日より一部施行された。

今回の改正は日本工業規格(以下「規格」という。)K0106(排ガス中の塩素分析方法)の改正に伴い、所要の改正を行ったものであり、改正省令の内容及び留意すべき事項は下記の通りであるので、改正省令の施行にあたって留意されたい。

記

第1 改正省令の要点

1. 公定法の範囲

大気汚染防止法施行規則別表第3に掲げる有害物質の測定法は、下表のとおりであるが、大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第3条の排出基準の適用及び第16条のばい煙量等の測定に係る測定法(以下「公定法」という。)は、規格本体及び付属書(規定)とし、付属書(参考)は含まれないので留意すること。

有害物質	公定法
カドミウム及びその化合物	規格 K0083
塩素	規格 K0106
塩化水素	規格 K0107
弗素、弗化水素及び弗化珪素	規格 K0105
鉛及びその化合物	規格 K0083

2. 規格の廃止に伴う措置

今般の規格の改正に伴い、規格から除外された測定法(規格 K0106の連続分析法)は、改正省令附則の規定により、公定法として平成22年10月1日以降使用できなくなるので、塩素の排出基準が適用されるばい煙排出事業者に対しその旨周知するとともに、排出基準を適用する場合には留意すること。

第2 その他留意すべき事項

1. 規格の改廃に係る措置

今後の規格改正により規格に追加された公定法については、規格が工業標準化法（昭和24年法律第185号）の規定により公示された日から使用することができることとし、規格から除外された測定法については、ばい煙排出事業者に対し公定法により測定するよう指導するとともに、排出基準を適用する場合には留意すること。

2. 酸素濃度の測定法

ばいじん、窒素酸化物等の測定に際し必要となる排ガス中の酸素濃度の測定について、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られるものとして、規格 K0301（排ガス中の酸素分析方法）（規格本体及び付属書（規定）に限る。）が該当することとするので、留意すること。